

# 第1章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## I 基本的事項

### (1) 目的と役割

都市計画マスタープランとは、平成4年(1992年)の都市計画法の改正によって規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第18条の2)として定める計画です。

都市計画マスタープランは、住民参加のもとに市町村自らがまちづくりの将来ビジョンを確立し、都市像や都市目標を実現するために土地利用や都市施設の方針などを明らかにする計画であり、まちづくりの長期的・総合的な指針としての役割を果たすものとなります。

本市では、平成25年(2013年)4月に、第2次天理市都市計画マスタープランを策定しましたが、策定以降における本格的な人口減少社会、少子高齢社会の到来及び市民の環境への意識の高まり、都市型災害及び大規模な災害発生の懸念などといった社会経済情勢の変化、並びに上位関連計画、関係法令及び土地利用の変化などに対応した新たな天理市都市計画マスタープラン(以下、「本計画」という。)を策定する必要があります。

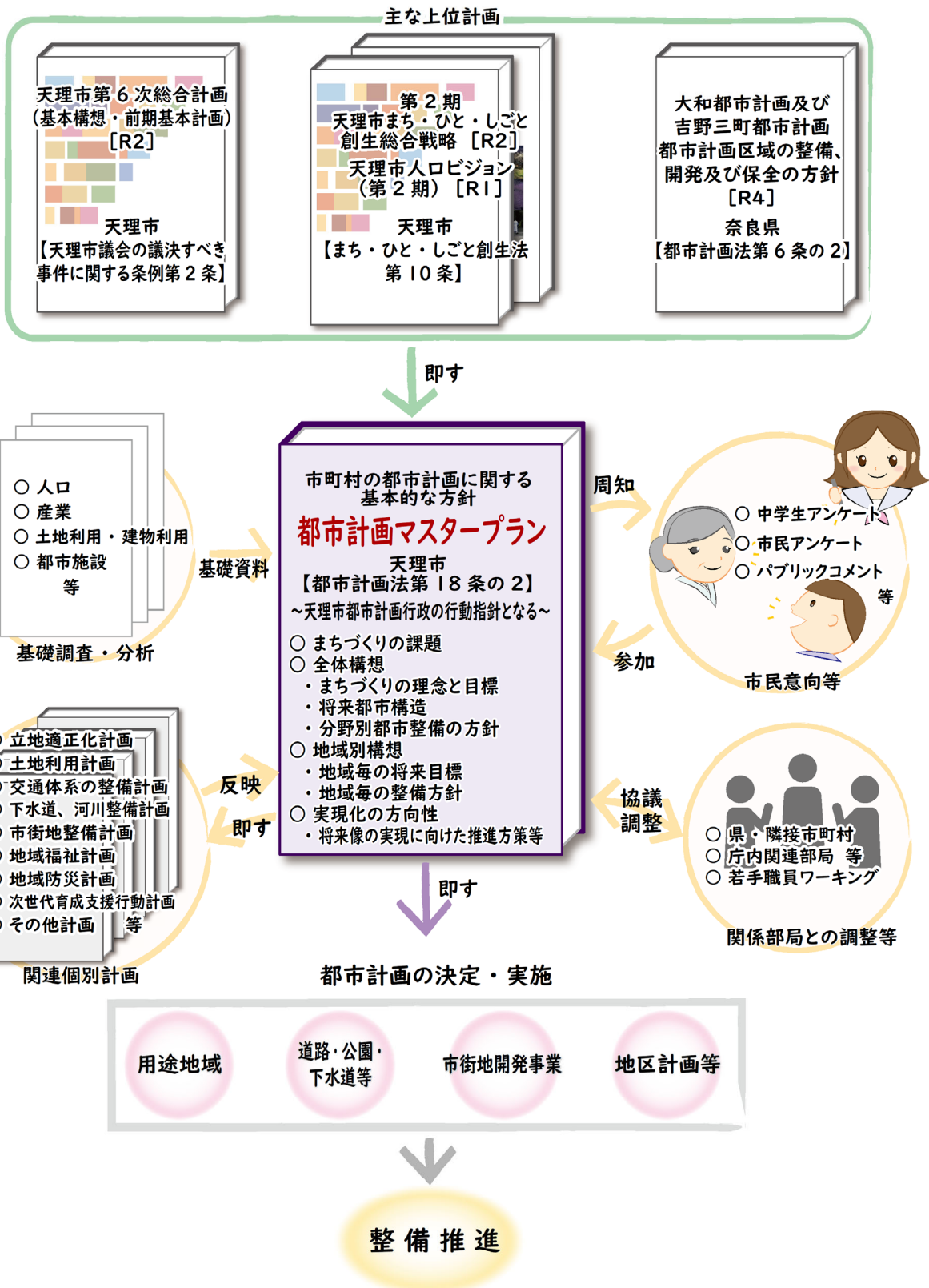


図 都市計画マスタープランの位置づけ

## (2) 目標年次

長期的視点に立ち、概ね20年後の令和24年(2042年)を目標年次とします。

都市計画マスタープランは、長期的視点に立ってまちづくりを考える必要があることから、概ね20年後を見据えながら今後10年後の取組みの方針を示すものとしてします。このため、計画対象期間は、令和4年(2022年)の策定(基準年)から概ね20年後の令和24年(2042年)を目標年次とします。ただし、今後の社会情勢の変化や上位計画等の改訂に対応するため、必要に応じて見直すものとしてします。

## (3) 目標人口

本市の人口構造の特徴として、20歳前後の人口が他市と比べて多いにも関わらず、20～30歳代の転出超過があり、現役世代が減少していることがあります。また、本市全体の人口も、今後大幅な減少となることが予測されています。このため、「第2期天理市人口ビジョン※1(令和元年(2019年)6月)」では、自然増・社会増に関わる施策を複合的に打つことで人口減少スピードを抑制し、バランスの取れた人口構成を目指すこととしています。そこで、本計画における目標人口は、将来人口の見通しにより、以下のように設定します。

### 目標人口

将来人口:約 58,000 人

(目標年次を策定から20年後の令和24年(2042年)とします。)

※1 天理市人口ビジョン(第2期):本市における人口の現状を分析し、人口問題に対する認識・課題を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。

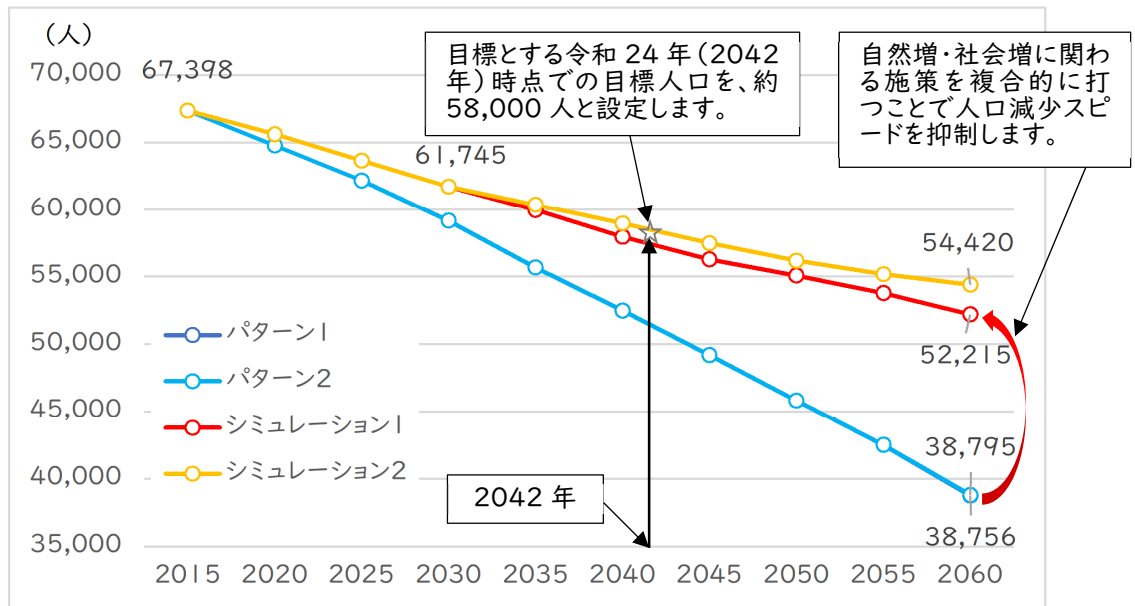
■総合戦略の目標（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略89ページより引用）

自然増・社会増に関わる施策を複合的に打つことで人口減少スピードを抑制し、令和12年（2030年）に61,745人、令和42年（2060年）に52,215人の人口規模を維持します。また、生産年齢人口では令和42年（2060年）に29,489人程度の規模を維持し、バランスの取れた人口構成を目指します。

合計特殊出生率では、令和7年（2025年）1.5、令和42年（2060年）1.8を基本目標とします。

純移動率では、20～40歳代の子育て世代を中心とした転出抑制・転入促進を図ることで、現在発生している-254人/年の社会減を、令和7年（2025年）-198人/年、令和12年（2030年）-141人/年、令和42年（2060年）-34人/年と改善することを目標とします。

【天理市将来人口推計（2015～2060年）】



出典：天理市人口ビジョン（第2期）（令和元年（2019年）6月）

- パターン1:国勢調査による2015年10月1日現在の人口を基準人口に用い、2010年から2015年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。移動率は、最近の傾向が今後も続くと仮定。
- パターン2:パターン1をベースに、天理市の一定転入数・転出数を算出して推計(2020年の15~19歳の転入数を490人とし、2020~2040年にかけて転入数が10%減少し、それ以降は一定率と設定、20~24歳の転出数を転入数と同数と設定)し、全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計(社人研推計準拠)とする(天理市独自推計)。
- シミュレーション1:本市独自推計(パターン2)をベースに、出生に関しては、合計特殊出生率が2020年までに1.5、2060年までに1.8まで上昇すると仮定。また移動に関しては、「20~49歳男女」の純移動率を2040年までに50%減とし、それ以降も50%減と設定。
- シミュレーション2:シミュレーション1の合計特殊出生率が、2060年までに国が人口置換水準とする2.07まで上昇した場合のシミュレーション。

※本市では、「第2期天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略<sup>※2</sup>」「天理市人口ビジョン(第2期)」において、地方創生・人口減少克服を目指すこととしており、本計画における将来フレームは、ここで設定されている目標人口と整合を図ることとします。



天理市中心部



はぐ〜る



青垣の風景

<sup>※2</sup> 天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略:本市が安定した人口構造を保持し、若い世代を中心に将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築することを目指した、地方創生に関する計画。

## (4) 対象区域

本計画は、天理市全域を対象とします。

都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象とします。本市は、全域が大和都市計画区域に属していますので、市全域を対象とします。

天理都市計画図

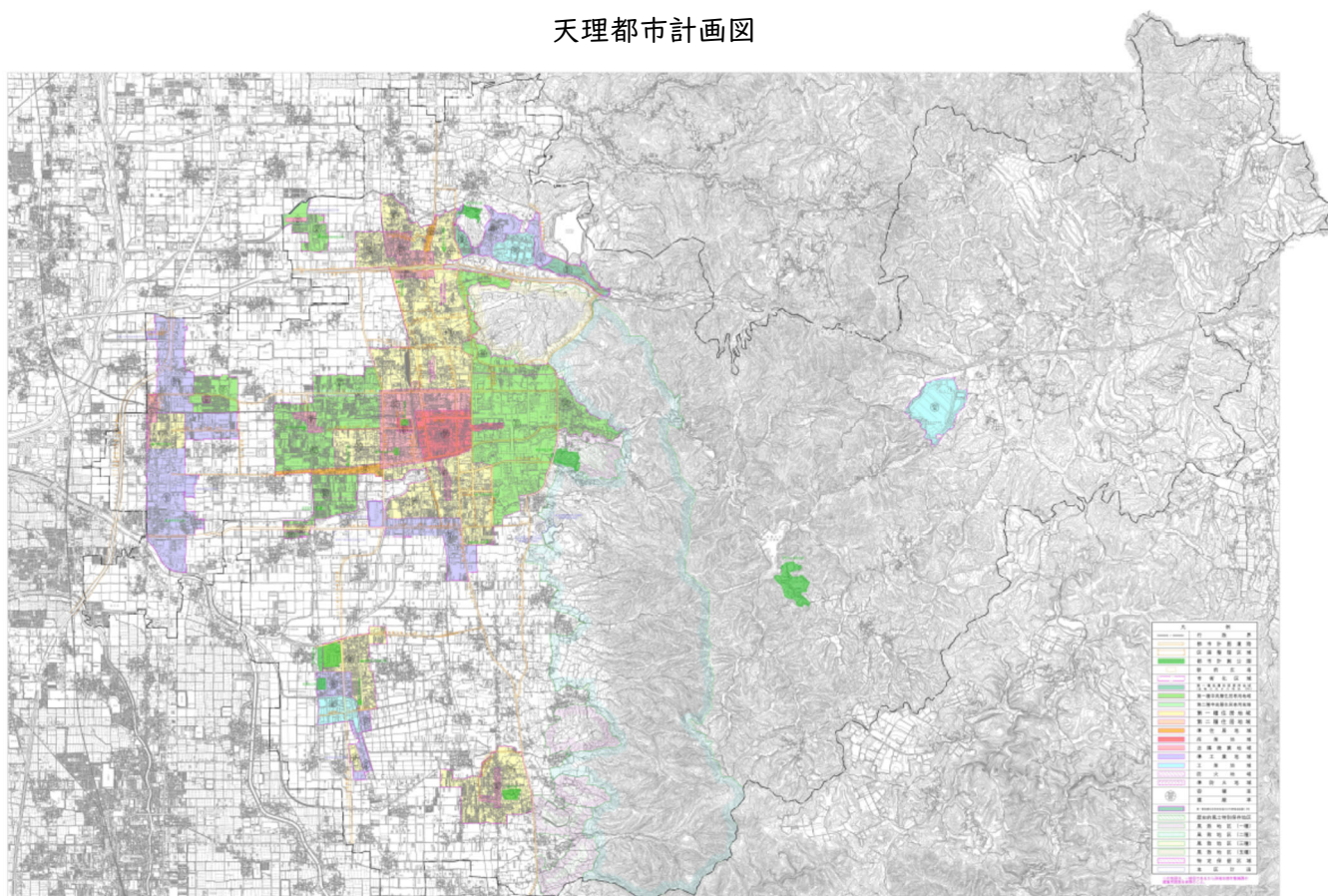


図 都市計画マスタープランの対象区域

## (5) 計画の構成

本計画は、以下のとおりとします。

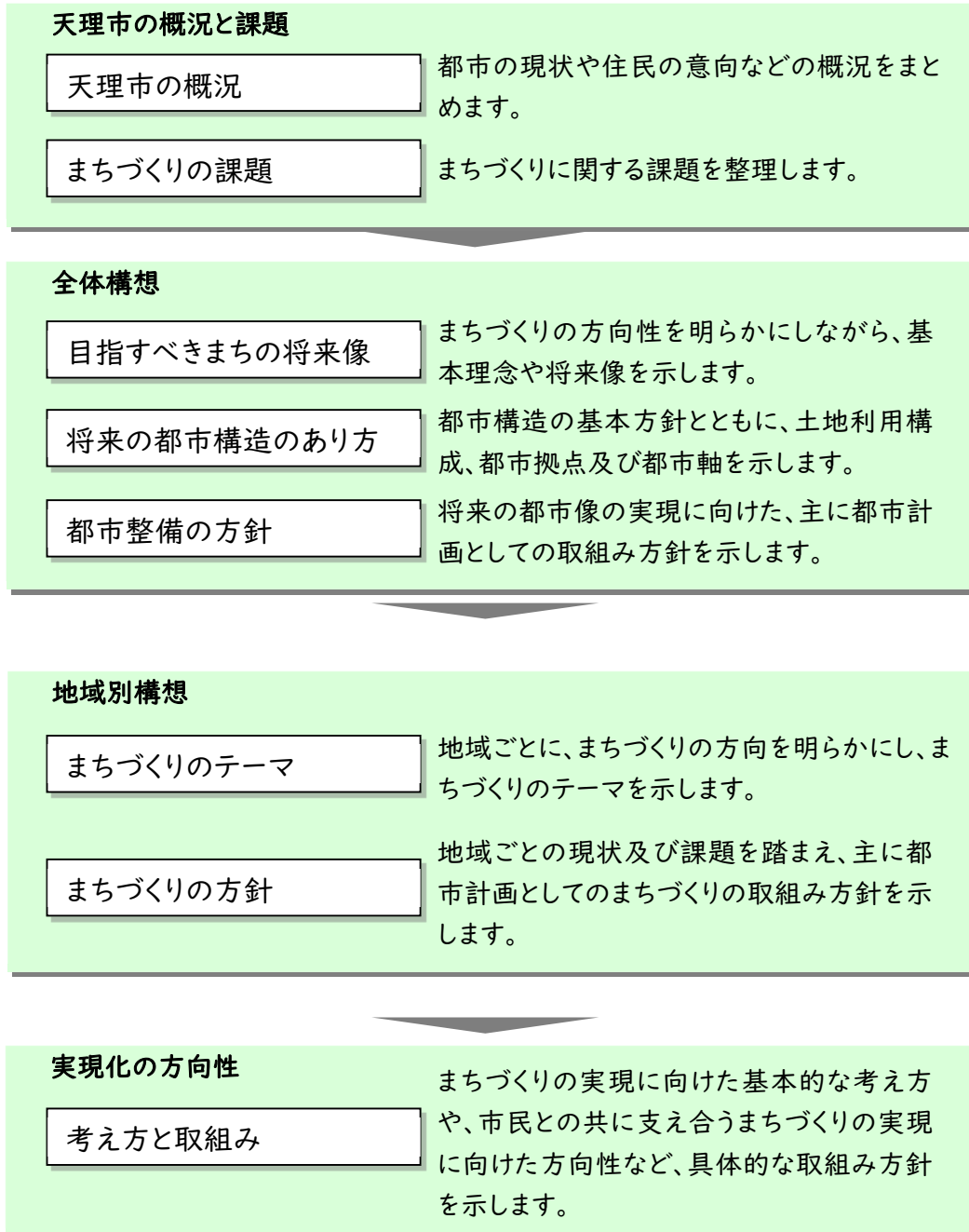


図 都市計画マスタープランの構成



## (6) 計画改定の留意点

都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針を示すものとなります。これは、市の最上位計画である総合計画が目指すまちづくりの、都市計画分野の行動指針となるものです。本市では、令和2年(2020年)に「天理市第6次総合計画」を策定し、「大和青垣に囲まれた歴史と文化かおる共生都市・天理 ～創り、つながり、笑顔が広がる、多様な連携で共に支え合うまち～」を目指すべき将来都市像として掲げています。本計画においても、天理市第6次総合計画が目指すまちづくりの実現に向けて、都市計画分野の方針を定めることとします。

また、本市では平成30年(2018年)3月に「天理市立地適正化計画」を策定し、同年7月より運用を開始しました。「立地適正化計画」は、平成26年(2014年)8月に施行された都市再生特別措置法の一部改正により、市町村が策定できるようになった計画であり、公共交通のネットワーク構築の概念を網羅し、老若男女誰もが快適に地域間を移動できるまちづくりの構想を描くものとなります。今後、急激な人口減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。立地適正化計画は、これらの課題の解決に向けて、居住機能及び医療・福祉・商業など、さまざまな都市機能を誘導し、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、持続可能で集約型のまちづくり(コンパクトシティ・プラス・ネットワーク)を進めていくものであり、本計画においても天理市立地適正化計画の記載事項を盛り込んで策定することとします。

さらに、平成23年(2011年)3月の東日本大震災を契機として、市民の防災意識が高まっています。本市に最も大きな被害をもたらす地震は、奈良盆地東縁断層帯地震であり、最大震度7が予測されています。また、近年水害の頻発・激甚化が顕著になっており、堤防の強化やダム整備といったハード整備のみでは計画を上回る豪雨に対応しきれないといった想定もなされています。本市では、大和川水系の河川水害や、浸水常襲地域の対策などが求められています。このため、本計画においても、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に向け、ソフト・ハードの両面から方向性を定めるものとします。

## II 上位・関連計画

### (1) 大和都市計画及び吉野三町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

策定年月：令和4年(2022年)5月

1) 目標年次：令和12年(2030年)

2) 北部地域(天理市を含む地域)の将来像

- ・本県全体の先導的な役割を担う地域としての発展を図る。
- ・主要生活拠点であり、日常生活圏の中心となっている主要駅(天理駅)周辺においては、奈良らしい景観との調和を図りながら、居住機能に加え、商業、文化等の様々な機能を配置し、周辺との機能分担、交流、連携等に配慮しながら拠点性の向上を図る。あわせて、拠点周辺の市街地の再構築を推進し、既存の資源を活かしながら創意工夫のもとで新たな機能の誘導を図り、様々な交流を促す個性と魅力ある拠点形成を図る。
- ・西名阪自動車道、名阪国道、京奈和自動車道のインターチェンジ周辺や、幹線道路沿道、既存工業団地周辺等においては、周辺環境との調和等に配慮しつつ、主として工業系、物流系、商業系の土地利用を計画的に推進し、雇用の場の確保、高付加価値産業等の集積を図る。
- ・主要な幹線道路や鉄道等により「広域連携軸」、「地域連携軸」及び「観光交流軸」を形成する。
- ・山の辺などにおける歴史文化遺産等の保全、魅力向上を図るとともに、多様化する観光客のニーズに対応しながら歴史的まちなみの保全・整備や多様な宿泊施設・ターミナル機能等の集積などにより、観光交流拠点の形成を図る。
- ・主に西部の鉄道沿線を中心に形成されている戸建て住宅地においては、良好な住環境を引き続き維持しながら、高齢化等に対応した暮らしやすい環境整備に加え、空き家の活用・住み替えの支援などによる若年層の定住の促進を図るとともに、公共交通の結節点に医療や福祉サービス等の日常の生活支援機能が集積した暮らしの拠点形成を図る。



**天理は主要生活拠点**  
 広域連携軸・地域連携軸・観光交流軸が市内外を結んでいる。

## (2) 天理市第6次総合計画

策定年月:令和2年(2020年)4月

1) 計画期間: 基本構想/令和2年(2020年)度~令和11年(2029年)度  
前期基本計画/令和2年(2020年)度~令和6年(2024年度)

2) 将来像: 大和青垣に囲まれた歴史と文化かおる共生都市・天理  
~創り、つながり、笑顔が広がる、多様な連携で共に支え合うまち~

3) 分野別方針

1. 誰もが地域で安心して健やかに暮らせる「福祉」の充実

- ・総合的な地域福祉の充実
- ・健康づくり環境の促進
- ・医療保険制度等の適切な運営
- ・子育てしやすい環境の充実
- ・高齢者の生きがいづくりの推進
- ・障害のある人の社会参加の促進
- ・地域福祉活動の推進
- ・地域医療体制の充実
- ・子育てを応援する体制の充実
- ・適切な介護・福祉サービスの推進
- ・障害のある人を支援する体制の充実

2. 地域の資源や人材を活用し、一人ひとりの豊かな未来を育む「教育」の充実

- ・教育内容の充実
- ・地域全体で支える子どもの育ち
- ・生涯学習の充実
- ・文化財の保存
- ・人権教育・啓発の推進
- ・特別支援教育の充実
- ・青少年の健全育成支援
- ・学びの場の拡大
- ・文化財の活用
- ・男女共同参画社会の推進

3. 天理ならではの魅力を活かした「賑わい」の創造

- ・魅力ある観光の振興
- ・芸術文化の振興・交流促進
- ・ブランド力の向上
- ・国際交流の推進
- ・スポーツの振興・交流促進
- ・移住・定住化の推進

4. 活力あふれる「産業」の推進と安心して働ける場の創出

- ・農林業経営基盤の充実
- ・農ある豊かな暮らしの充実
- ・産業の好循環の創出
- ・就労環境の整備促進
- ・多様な担い手の育成・確保
- ・活力ある商工業の振興
- ・企業誘致・創業支援

5. 災害や社会変容に備えた「安全・安心」して暮らせるまちづくりの確立

- ・地域防災体制の確立
- ・防犯対策の推進
- ・消防対策の充実
- ・安全で豊かな消費生活の充実
- ・災害に強いまちづくりの推進
- ・交通安全対策の推進
- ・救急対策の充実
- ・買物弱者への支援

6. 都市基盤の整備と環境保全による快適で住みやすい「都市環境」の確立

- ・計画的な土地利用の推進
- ・総合的な道路体系の整備
- ・緑豊かな憩いの場の充実
- ・都市景観と歴史的環境の保全
- ・空き家対策の推進
- ・下水道の整備
- ・ごみの減量化と廃棄物の適正な処理
- ・地球環境の保全
- ・住みよい都市環境の向上
- ・生活に密着した交通体系の整備
- ・河川環境の維持管理・保全
- ・良好な住環境の形成
- ・上水道の整備
- ・自然環境の保全
- ・生活環境の保全

7. 多様な連携・協働による持続可能な「行財政運営」の推進

- ・時代に即した行政経営の推進
- ・財政健全化の推進
- ・定住自立圏構想の推進
- ・多様な組織との連携
- ・人材の育成と機能的な組織の構築
- ・ファシリティマネジメントの推進
- ・県・他市町村との連携

### (3) 第2期天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年月：令和2年（2020年）4月

#### 1) 計画期間

令和2年（2020年）度～令和6年（2024年）度

#### 2) 基本目標

1. 地域資源と新しい技術・多様な働き方を融合し、安心・充実して働ける場を創出する

- ・地域産業の振興・競争力強化
- ・企業の誘致・創業支援
- ・多様な就労環境・人材マッチングによる雇用促進

2. 天理ならではの魅力を活かし、新しい人の流れをつくる

- ・地域資源を活かした交流・集客の促進
- ・シティプロモーションの推進
- ・移住・定住化の推進

3. 子どもを産み育てたい人の希望が叶う、選ばれるまちになる

- ・安心して結婚・出産・子育てができる環境の充実
- ・特色ある教育の充実
- ・地域で育てる子育ての推進

4. 垣根を越えた連携・協働で、暮らしやすく、住み続けたいまちをつくる

- ・地域で支え合う暮らしやすいまちづくり
- ・健康づくりの環境の充実
- ・垣根を越えた連携の取組み